

第八十七回国
参議院文教委員会會議録第五号

昭和五十四年三月二十二日(木曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

二月二十八日
辞任
山本 富雄君

補欠選任
塩見 俊二君

三月一日
辞任
小巻 敏雄君

補欠選任
神谷信之助君

三月二日
辞任
神谷信之助君

補欠選任
小巻 敏雄君

三月二十二日
辞任
宮之原貞光君
安永 英雄君

補欠選任
松本 英一君
大塚 喬君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
望月 邦夫君
世耕 政隆君
粕谷 照美君
小巻 敏雄君

委員
亀井 久興君
山東 昭子君
高橋 晋富君
大塚 喬君
柏原 ヤス君
白木義一郎君
田淵 哲也君
有田 一寿君

国務大臣
文部大臣
内藤三郎君

政府委員

文部省大学局長 佐野文一郎君
文部省学術国際局長 篠澤 公平君
事務局側
常任委員会専門員 瀧 嘉衛君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件
○国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(望月邦夫君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴い、本委員会の理事が一名欠員となっておりますので、ただいまから補欠選任を行いたいと思っております。

理事の選任については、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(望月邦夫君) 御異議ないと認めます。それでは理事に小巻敏雄君を指名いたします。

○委員長(望月邦夫君) 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。内藤文部大臣。

○国務大臣(内藤三郎君) このたび政府から提出しました国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、この法律案は、昭和五十四年度における国立大学の施設、学部及び大学院の設置、短期大学部の併設、附置研究所の廃止、国立養護教諭養成所の廃止等について規定しているものであります。まず第一は、図書館情報大学の施設等についてであります。

この図書館情報大学は、図書館短期大学の筑波研究学園都市への移転を契機として構想されたものであり、高度の専門性を備えた図書館職員等の養成及び図書館情報学に関する研究の推進に資するため筑波研究学園都市に設置するものであります。

なお、同大学は昭和五十四年十月に設置し、昭和五十五年度から学生を入学させることとしております。これに伴い図書館短期大学については、昭和五十六年四月に廃止することとしております。

第二は、学部の設置等についてであります。

まず医師養成の拡充を図るとともに、医学研究の一層の推進に資するため、琉球大学に医学部を設置することとしております。これにより昭和四十八年度以来進めてまいりました無医大県解消の計画を達成することとなります。

なお、同学部は昭和五十四年十月に設置し、昭和五十六年度から学生を入学させることとしております。また、同大学の保健学部につきましても、昭和五十六年四月に廃止し、医学部の中に発展的に転換することとしております。

さらに、岡山大学及び長崎大学にそれぞれ歯学部を設置し、歯科医療需要の増大と歯科医師及び歯学部の地域的偏在に対処することとしております。両大学の歯学部は、それぞれ昭和五十四年十月に設置し、昭和五十五年度から学生を入学させることとしております。

このほか、広島大学に水産産学部を改組して生物生産学部を、熊本大学に法文学部を改組して文学部及び法学部を、琉球大学に理工学部を分離して理学部及び工学部をそれぞれ設置し、これら地方における国立大学の教育研究体制の整備を図ることとしております。

第三は、大学院の設置についてであります。これは、これまで大学院を置いていなかった旭川医科大学に、医学の博士課程の大学院を新たに設置し、同大学における教育研究の水準を高めるとともに、研究能力のある人材の養成に資することとするものであります。

第四は、短期大学の併設についてであります。これは山口大学に医療技術短期大学部を新たに併設し、近年における医学の進歩と医療技術の高度化、専門化に伴い、看護婦の養成及び資質の向上に資することとするものであります。

なお、同短期大学部は、昭和五十四年十月に設置し、昭和五十五年度から学生を入学させることとしております。

第五は、附置研究所の廃止等についてであります。九州大学の産業労働研究所については、研究対象である産業の推移や、最近における学術研究上の要請に対応するため、関係学部の充実及び石炭研究資料センターの新設により、関連する研究の発展を図ることとして、これを廃止するものであります。

また、東京工業大学の工業材料研究所については、研究体制の整備充実を図るため、神奈川県長津田地区へ移転することとし、その位置を東京都から神奈川県に変更するものであります。以上のほか、このたび新設しようとする図書館情報大学並びに岡山大学及び長崎大学の各歯学部

を含め、昭和四十八年度以後に設置された医科大学等の職員の昭和五十四年度の定員を定めるとともに、昭和五十二年度において教育学部の養護教諭養成課程に発展的に転換し、以来学生の募集を停止してきておりました徳島大学養護教諭養成所及び熊本大学養護教諭養成所を廃止することとしたしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますよう、お願いいたします。

○委員長（望月邦夫君） 以上で説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることにいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時九分散会

三月二日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、温水プールの普及強化に関する請願（第七四九号）
- 一、公立小・中・高等学校等の教職員の定数増に関する請願（第七五〇号）
- 一、大幅私学助成に関する請願（第七六九号）（第七八七号）（第八二二号）（第八二四号）（第八二六号）（第八二七号）（第八二八号）
- 一、私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成制度確立に関する請願（第八二九号）
- 一、大幅私学助成に関する請願（第八三〇号）（第八三二号）（第八三三二号）（第八三五号）（第八三六号）（第八三七号）

第七四九号 昭和五十四年二月十六日受理
温水プールの普及強化に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県
議会議員 館石基治
紹介議員 岩動 道行君

国民の健康増進を図るため、体育施設整備費補助

金の拡大強化を行い、年間を通じて利用できる温水プールの建設を促進するよう強く要望する。

理由

水泳は、国民の健康、体力づくりを推進する上で、非常に有効なスポーツの一つである。しかし、寒さの厳しい東北、北海道地方においては、屋外の水泳プールの場合はその利用期間は短く、年間を通じて有効に活用することは極めて困難な状況にある。

第七五〇号 昭和五十四年二月十六日受理

公立小・中・高等学校等の教職員の定数増に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県
議会議員 館石基治
紹介議員 岩動 道行君

公立小・中・高等学校並びに特殊教育諸学校の教職員の定数増を図り、教育水準の向上を期せられたい。

理由

昭和五十三年六月実施した公立学校の学級編制及び教職員配置等の実態調査の結果を基に、義務教育諸学校及び高等学校の教職員定数の改善計画の樹立を目下検討中と伝えられているが、教育水準の向上を期するためには、一学級当たりの児童生徒数の上限の適減、養護教諭及び事務職員の全校配置など学級編制基準等の改善を行うことが必要である。

第七六九号 昭和五十四年二月十六日受理

大幅私学助成に関する請願（二通）

請願者 岩手県北上市常盤台三ノ二一〇一三
阿部均外千九百九十八名

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第七八七号 昭和五十四年二月十九日受理
大幅私学助成に関する請願（三通）

請願者 札幌市南区石山五四三 中村美利

外三千名

紹介議員 町村 金五君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八二二号 昭和五十四年二月二十二日受理
大幅私学助成に関する請願

請願者 大阪府南区谷町七ノ二 守津靖夫
外千名

紹介議員 田代富士男君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八二四号 昭和五十四年二月二十二日受理
大幅私学助成に関する請願（三通）

請願者 福岡県八女郡広川町新代二、三四
五ノ二 田中百合子外五千九百九十九名

紹介議員 有田 一寿君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八二六号 昭和五十四年二月二十二日受理

大幅私学助成に関する請願（四通）

請願者 福岡県大牟田市馬渡町二四ノ四
坂本博光外七千二百五十二名

紹介議員 桑名 義治君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八二七号 昭和五十四年二月二十二日受理
大幅私学助成に関する請願

請願者 名古屋市中区大森下市場三、九
三六 奥昌勝外七千五百五十五名

紹介議員 馬場 富君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八二八号 昭和五十四年二月二十二日受理
大幅私学助成に関する請願（五通）

請願者 神戸市長田区片山町一ノ八ノ二
富士谷治外四千五百八十六名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八二九号 昭和五十四年二月二十二日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成制度確立に関する請願

請願者 福岡県久留米市旭町六七九州私立
大学国庫助成推進共闘会議内 豊
福正治外千九百九十九名

紹介議員 桑名 義治君

私学に対する公費助成が、真にその目的を達し、私立学校教育の振興が図れるよう、次のような措置を講ぜられたい。

一、学費を値上げしなくても済むように、私学の経常費に対して、早期に二分の一を補助すること。

二、私立大学における父母・学生の学費負担を軽減するため、授業料に対する直接補助を実現すること。

三、助成金配分方式を民主的に改善し、私立大学の自主性を尊重する公正で民主的な配分機関を確立すること。

四、私学の奨学金の貸与の拡大、額の引上げを図るなど奨学金制度の拡充・強化を図ること。

五、地方私立大学の文化的向上への貢献度及び独自の高等教育の普及等に対して、特別の助成を行うこと。

六、次の事項を配慮して、国は、県への高等学校における文教費補助の大幅増額を行うこと。

1 父母負担の軽減のための授業料等学費に対する直接助成を行うこと。

2 過疎地域私立学校への特別補助制度を拡充すること。

理由

戦後、国民の教育要求の急速な高まりにつれ、日本の教育の中で私学の果たす役割は、ますます重要になってきている。しかるに、私学における学生・教職員の生活、勉学、教育、研究条件は今日の高物価・インフレの影響を受け、かつてない深刻な危機の中に立たされている。このような事態

第八三二号 昭和五十四年二月二十二日受理
大福私学助成に関する請願
請願者 京都府乙訓郡大山崎町四明寺臨山
一ノ二〇〇 角野晃啓外一万二千

号) (第八八二二号) (第八八三三号) (第八八四四号) (第八八六六号) (第八八八八号) (第八八九九号) (八九〇号) (第八九一号) (第八九二二号) (第八九三三号) (第八九四四号) (第八九〇〇号) (第八九〇一

公費助成制度確立に関する請願（第九七九号）
一、大幅私学助成に關する請願（第九八〇号）
（第九八一号）

講願者 新潟県加茂市加茂九五二 高野恒
 男外一万九千七百八名
 紹介議員 吉田 正雄君
 この講願の趣旨は、第八号と同じである。

第八四八号 昭和五十四年二月二十三日受理
大幅私学助成に関する請願(二通)
請願者 福岡県大牟田市平原町六 平島弘
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八四九号 昭和五十四年二月二十三日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 名古屋市中区池見二ノ一二一
若原貞外二万九千九百九十九名
紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八五〇号 昭和五十四年二月二十三日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 東京都港区白金台一ノ二ノ三七明
治学院高等学校教職員組合内 森
本真幸外九百九十九名
紹介議員 木島 則夫君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八五五号 昭和五十四年二月二十三日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 東京都足立区西新井三ノ一二ノ二
ノ四〇六 小林徹外千名
紹介議員 阿部 憲一君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八五六号 昭和五十四年二月二十三日受理
大幅私学助成に関する請願(二通)
請願者 北九州市八幡東区祝町二ノ三ノ一
五 中西広吉外四千八百八十四名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八五七号 昭和五十四年二月二十三日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市白浜町三ノ一九
本田憲昭外七千名
紹介議員 矢追 秀彦君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八五九号 昭和五十四年二月二十三日受理
大幅私学助成に関する請願(六通)
請願者 神奈川県三浦市諸磯一、一二七
惣田忠雄外五千八百二十三名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八六〇号 昭和五十四年二月二十三日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 大阪府枚方市養父元町一ノ三
中島美子外千名
紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八六一号 昭和五十四年二月二十三日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 神戸市兵庫区千鳥町一ノ八ノ九
谷脇進外四千九百九十九名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八六二号 昭和五十四年二月二十三日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 東京都品川区旗の台三ノ二ノ一七
文教大学付属中高教職員組合内
染谷信一外一万四百五十七名
紹介議員 黒柳 明君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八六五号 昭和五十四年二月二十三日受理
大幅私学助成に関する請願(三通)
請願者 北海道旭川市豊岡四条五丁目 瀬
川栄昭外二千九百九十九名
紹介議員 中村 啓一君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八七〇号 昭和五十四年二月二十四日受理
大幅私学助成に関する請願(五通)
請願者 神奈川県藤沢市片瀬四ノ一〇ノ一
九 黒田裕外四千九百九十九名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八七一号 昭和五十四年二月二十四日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市津久井二一
水野文雄外八千名
紹介議員 中尾 辰義君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八七二号 昭和五十四年二月二十四日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 横浜市中区金沢区釜利谷町三、七一九
ノ五三 足立猛夫外九千九百九十九名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八七四号 昭和五十四年二月二十四日受理
大幅私学助成に関する請願(三通)
請願者 北九州市戸畑区福柳木一ノ一八ノ
二二 岩田邦裕外五千九百九十九名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八八二号 昭和五十四年二月二十六日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 長野県松本市市上四ノ二〇 宮嶋
陽二郎外千名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八八三号 昭和五十四年二月二十六日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市浦賀町六ノ一〇
一 安達幸夫外七千八百三十五名
紹介議員 上林繁次郎君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八八四号 昭和五十四年二月二十六日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 横須賀市鶴見区向井町四ノ八九ノ七
山口昭和外八万名
紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八八六号 昭和五十四年二月二十四日受理
大幅私学助成に関する請願(十一通)
請願者 東京都杉並区和泉四ノ四ノ一村
田繁夫外一万百二十三名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八八七号 昭和五十四年二月二十六日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 神奈川県逗子市小坪二ノ一二ノ九
一柳一雄外四千九百九十九名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八八八号 昭和五十四年二月二十六日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 新潟県小千谷市片貝町六、〇九〇
内山弘外一万二千七百六十六名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八八九号 昭和五十四年二月二十六日受理
大幅私学助成に関する請願(十二通)
請願者 新潟県小千谷市片貝町六、〇九〇
内山弘外一万二千七百六十六名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八九〇号 昭和五十四年二月二十六日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 新潟県小千谷市片貝町六、〇九〇
内山弘外一万二千七百六十六名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八九二号 昭和五十四年二月二十六日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 新潟県小千谷市片貝町六、〇九〇
内山弘外一万二千七百六十六名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八九三号 昭和五十四年二月二十六日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 新潟県小千谷市片貝町六、〇九〇
内山弘外一万二千七百六十六名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八九四号 昭和五十四年二月二十六日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 新潟県小千谷市片貝町六、〇九〇
内山弘外一万二千七百六十六名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八九五号 昭和五十四年二月二十六日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 新潟県小千谷市片貝町六、〇九〇
内山弘外一万二千七百六十六名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八九六号 昭和五十四年二月二十六日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 新潟県小千谷市片貝町六、〇九〇
内山弘外一万二千七百六十六名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八九七号 昭和五十四年二月二十六日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 新潟県小千谷市片貝町六、〇九〇
内山弘外一万二千七百六十六名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八九八号 昭和五十四年二月二十六日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 新潟県小千谷市片貝町六、〇九〇
内山弘外一万二千七百六十六名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

紹介議員 柿治 弘治君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八八六号 昭和五十四年二月二十六日受理
大福私学助成に関する請願(四通)
請願者 広島県佐伯郡五日市町五日市五ノ
一五 杉山政雄外三万九千九百
九十九名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八八八号 昭和五十四年二月二十六日受理
大福私学助成に関する請願
請願者 大阪府南区谷町七ノ二新谷町第二
ビル内大阪私学教職員組合内 今
西徳恵
紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八八九号 昭和五十四年二月二十六日受理
大福私学助成に関する請願(三通)
請願者 神奈川県横須賀市長井町九ノ六九
武藤政輝外二千九百九十九名
紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八九〇号 昭和五十四年二月二十六日受理
大福私学助成に関する請願
請願者 長野市箱清水二、二二一ノ二〇
高橋良雄外九百九十九名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八九一号 昭和五十四年二月二十六日受理
大福私学助成に関する請願(二通)
請願者 神奈川県三浦市東岡町三ノ四三
亀井勇外三万七千九百九十九名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八九二号 昭和五十四年二月二十七日受理
大福私学助成に関する請願
請願者 神奈川県大和市鶴間一ノ一ノ二
星野晴男外四千九百九十九名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八九三号 昭和五十四年二月二十七日受理
大福私学助成に関する請願(二通)
請願者 広島県大竹市立戸三ノ九ノ三五
田仁尚登外一万九千九百九十九名
紹介議員 塩出 啓典君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八九四号 昭和五十四年二月二十七日受理
大福私学助成に関する請願
請願者 大阪府平野区加美正覚寺四ノ四ノ
一六 北野恵司外九千九百九十九
名
紹介議員 藤井 恒男君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八九〇号 昭和五十四年二月二十七日受理
大福私学助成に関する請願(二通)
請願者 名古屋北区豆園町一ノ三四 村
瀬かよ子外一万二千二百四十五名
紹介議員 渋谷 邦彦君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八九〇一号 昭和五十四年二月二十七日受理
大福私学助成に関する請願
請願者 神奈川県厚木市寿町三ノ一ノ一
松下キヌ外一万九千九百九十九名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第九一三三号 昭和五十四年二月二十七日受理
大福私学助成に関する請願(二通)
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

請願者 長野県北佐久郡御代田町桜ヶ丘
萩原吉郎外二千四百一名
紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第九一四号 昭和五十四年二月二十七日受理
大福私学助成に関する請願(二通)
請願者 高知県吾川郡伊野町二、二九九
山崎雅英外九千九百九十九名
紹介議員 林 直君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第九一五号 昭和五十四年二月二十七日受理
大福私学助成に関する請願(十通)
請願者 愛知県江南市五明石橋付一ノ一三ノ
一 大浜龍男外三万三名
紹介議員 藤川 一秋君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第九一六号 昭和五十四年二月二十七日受理
大福私学助成に関する請願
請願者 広島市沼田町伴七〇ノ二九〇
中谷香外一万九千九百九十九名
紹介議員 藤田 正明君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第九一七号 昭和五十四年二月二十七日受理
大福私学助成に関する請願(二通)
請願者 広島県大竹市三ツ石町二九三ノ二
七 古谷勝彦外一万九千九百九十九
名
紹介議員 永野 嚴雄君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第九一八号 昭和五十四年二月二十七日受理
大福私学助成に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市片瀬山五ノ一九ノ
四 遠藤政男外八百八十三名
紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

この請願の趣旨は、第八号と同じである。
第九一九号 昭和五十四年二月二十七日受理
義務教育諸学校の新增設に対する国庫負担等に関
する請願
請願者 大阪府豊中市熊野町三ノ一六ノ四
四 山戸恒子外四百六十二名
紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第三九三三号と同じである。

第九二〇号 昭和五十四年二月二十七日受理
大福私学助成に関する請願(三通)
請願者 神奈川県横須賀市上町一ノ六五
中村巖外二千九百九十九名
紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第九二一号 昭和五十四年二月二十七日受理
大福私学助成に関する請願
請願者 大阪府松原市天美北三ノ三八ノ四
奥沢秀樹外九百九十九名
紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第九二二号 昭和五十四年二月二十七日受理
大福私学助成に関する請願
請願者 神戸市東灘区深江南町三ノ二ノ一
五 正木次郎外九百九十九名
紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第九二三号 昭和五十四年二月二十七日受理
大福私学助成に関する請願
請願者 大阪府守口市藤田町六ノ一七三三
阪私学教職員組合帝国分会内 藤
原賢乗外九百九十九名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

学級編制基準改善等に関する請願

請願者 大分県臼杵市左津留二ノ四五八ノ

二 新名マサエ外九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第九六一号 昭和五十四年三月一日受理

学級編制基準の改善等に関する請願

請願者 佐賀県三養基郡中原町原古賀 森

哲夫外千四百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

私たちの子どもが、学校で毎日、十分行き届いた教育を受けることができるよう、次の事項の実現を強く要請する。

一、一学級の子どもを四十名以下とすること。

二、そのために、先生の数を増やすこと。

三、十一名以上の複式学級を無くすること。

第九六二号 昭和五十四年三月一日受理

大幅私学助成に関する請願(四通)

請願者 福岡県大野城市乙金台一ノ九ノ一

三 島村一郎外七千九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第九六三号 昭和五十四年三月一日受理

大幅私学助成に関する請願(三通)

請願者 東京都世田谷区野沢一ノ二九ノ一

八 鈴木信夫外五百五十名

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第九六四号 昭和五十四年三月一日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 大阪府福島区野田四ノ一ノ二九

上田信夫外一万九百九十九名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第九六五号 昭和五十四年三月一日受理

障害者・児の教育の保障に関する請願

請願者 青森市北金沢一ノ三ノ一三 沢谷

陽子外九十二名

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九六八号 昭和五十四年三月一日受理

学級編制基準の改善等に関する請願

請願者 佐賀市高木瀬町東高木二二七ノ一

千五百名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第九六一号と同じである。

九七〇号 昭和五十四年三月一日受理

幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

請願者 山梨県甲府市下河原町三ノ四七ノ

五〇四 中込正澄外百十七名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第九七八号 昭和五十四年三月一日受理

幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

請願者 山梨県甲府市千塚一ノ八ノ三五

堀内重和外百二十七名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第九七九号 昭和五十四年三月一日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成制度確立に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡古賀町筵内一、六〇

四ノ一九 中尾裕外千名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第八二九号と同じである。

第九八〇号 昭和五十四年三月一日受理

大幅私学助成に関する請願(二通)

請願者 大分県日田市新治町二〇一 芝シ

ズエ外三百五十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第九八一号 昭和五十四年三月一日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 岡山県邑久郡長舟町磯上 水田啓

外百三十九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第九八七号 昭和五十四年三月一日受理

幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府高槻市昭和台町二ノ二六ノ

一 石田秀木外百六十九名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第九九七号 昭和五十四年三月一日受理

大幅私学助成に関する請願(二通)

請願者 長野県飯田市上久堅二、一八〇

牧野藤外千六百七十四名

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第九九八号 昭和五十四年三月一日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 岡山市築港栄町八ノ九 大熊唯志

外百十九名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

請願者 福岡県京都郡苅田町三丁目 長田

寿彦外五千二百六十七名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

三月十六日日本委員会に左の案件が付託された。

一、大幅私学助成に関する請願(第一〇〇四号)

(第一〇〇五号)(第一〇〇六号)(第一〇〇七号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一〇〇八号)(第一〇〇九号)

一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願(第一〇一〇号)(第一〇一一号)

一、障害者・児の教育の保障に関する請願(第一〇一二号)

一、大幅私学助成に関する請願(第一〇二〇号)

(第一〇二二二号)(第一〇二二三号)

一、私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成制度確立に関する請願(第一〇二四号)

一、大幅私学助成に関する請願(第一〇二五号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一〇三四号)

一、大幅私学助成に関する請願(第一〇三五号)

(第一〇四六号)(第一〇四七号)(第一〇四八号)

(第一〇四九号)(第一〇五八号)(第一〇六五号)(第一〇七五号)

一、障害児の義務教育保障に関する請願(第一〇七六号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一〇七七号)

一、学級編制及び教職員定数の基準改善に関する請願(第一〇七八号)

一、大幅私学助成に関する請願(第一〇八〇号)

(第一〇八一号)(第一〇八二二号)(第一〇八三三号)

一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

請願者 佐賀県佐賀郡川副町早津江津三六

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第八二九号と同じである。

第一〇二五号 昭和五十四年三月二日受理

大幅私学助成に関する請願(三通)

請願者 北九州市小倉北区都一ノ一二ノ七

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一〇三四号 昭和五十四年三月二日受理

学級編制基準改善等に関する請願(五通)

請願者 神奈川県横須賀市若松町一ノ一八

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第一〇三五号 昭和五十四年三月二日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 岡山市津島東三ノ三ノ五ノ四 中

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一〇四六号 昭和五十四年三月二日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 横浜市西区西戸部町三ノ三〇三

紹介議員 内藤 功君

第一〇四八号 昭和五十四年三月二日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 長野県松本市出川町五八七ノ二

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一〇四九号 昭和五十四年三月二日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 岡山市妹尾一、七六五 島田一郎

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一〇七七号 昭和五十四年三月三日受理

学級編制基準改善等に関する請願(六通)

請願者 富山県高岡市常国三、〇四二 坂

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第一〇七八号 昭和五十四年三月三日受理

学級編制及び教職員定数の基準改善に関する請願

請願者 福井市西木田一ノ一七ノ一九 帆

紹介議員 粕谷 照美君

子どもたちが、学校で毎日、十分行き届いた教育を受けることができるよう、次の事項の実現を強く要請する。

一、一学級の子どもの数を四十名以下とするこ

二、教員配当基準を抜本的に改善すること。

三、養護教員、学校事務職員を全校配置すること。

第一〇八〇号 昭和五十四年三月五日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 大分県日田市龜山町四ノ二五 岸

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一〇八二号 昭和五十四年三月五日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 岡山市原一、〇一一ノ一 隅田勝

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一〇八三号 昭和五十四年三月五日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 大阪府高石市東羽衣四ノ五ノ一二

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一〇八四号 昭和五十四年三月五日受理

幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

請願者 大阪市旭区高殿五ノ一三ノ一〇ノ

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第一〇九九号 昭和五十四年三月五日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 札幌市東区北二八条東一三丁目

紹介議員 下田 京子君

九

する請願

請願者 大阪府豊中市刀根山三ノ四ノ八

紹介議員 澤田文雄外六百二十三名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一一〇七号 昭和五十四年三月五日受理

大幅私学助成に関する請願(二通)

請願者 大分県日田市若宮町五ノ四一 伊

藤光則外二百九十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一〇八号 昭和五十四年三月五日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 福岡県浮羽郡吉井町一三三ノ六

福田十一外百九十九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一〇九号 昭和五十四年三月五日受理

義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等に関する請願

請願者 大阪府高槻市牧田町一、三一九ノ

四ノ六八ノ四〇四 山本秀俊外百

三名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第三一四号と同じである。

第一一一七号 昭和五十四年三月五日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 埼玉県浦和市太田窪五ノ二四ノ一

吉田浩治外二万名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一二〇号 昭和五十四年三月五日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 大阪府門真市千石西町一五ノ六

清水明外九百八名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一二一号 昭和五十四年三月五日受理

大幅私学助成に関する請願(二通)

請願者 東京都品川区西品川二ノ九ノ八

須藤榮外二百五十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一二二号 昭和五十四年三月五日受理

幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府茨木市東太田三ノ一ノ一〇

一 池田耕造外二百五十三名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第一一二三三号 昭和五十四年三月五日受理

学級編制基準改善等に関する請願

請願者 大分県大分郡挾間町赤野 清水智

子外九百九十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第一一三〇号 昭和五十四年三月五日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市鶴が台四ノ六ノ

二〇一 田仁哲外千名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一三一号 昭和五十四年三月六日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 岡山市東古松五ノ七ノ六 奥村道

徳外二百九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一二二二号 昭和五十四年三月六日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 岡山市谷万成一ノ一八ノ四 金丸

幸吉外百十九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一二三三三号 昭和五十四年三月六日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 横浜市金沢区洲崎一三ノ一五 大

谷廷外六千九百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一二三五号 昭和五十四年三月六日受理

学級編制基準改善等に関する請願

請願者 大分県大分郡庄内町大竜四九三

工藤裕美外九百九十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第一一二三七号 昭和五十四年三月六日受理

学級編制基準改善等に関する請願

請願者 大分市千才一、七二七ノ九 荒巻

伸彦外九百九十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第一一二三八号 昭和五十四年三月六日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 岡山市伊島町一ノ一一ノ五 伊藤

鉄雄外百四十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一二三九号 昭和五十四年三月六日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 長野県松本市中央一ノ五ノ六 山

越武人外千名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一四〇号 昭和五十四年三月六日受理

幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府茨木市上穂積四ノ六三ノ五

〇二 本畑和宏外二百四十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第一一四一四号 昭和五十四年三月六日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 大阪府吹田市古江台五ノ三ノ六七

ノ四〇七 古和田美和子外九百九

十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一五〇号 昭和五十四年三月六日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 大分県玖珠郡玖珠町岩室一、五〇

五ノ一 江藤久外二百十七名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一五一号 昭和五十四年三月六日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 岡山市上中野一二四ノ四 森岡治

代外百四十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一五五号 昭和五十四年三月六日受理

医学教育、研究予算の増額等に関する請願

請願者 札幌市中央区南五条西一五丁目

堀部映子外三百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

医学教育の整備のため、次の事項の実現を図られたい。

一、教育、研究予算の増額を行うこと。国立大積算校費の増額と公立医大への大幅助成を行うこと。

二、国立大教職員の定員を削減しないこと。医育スタッフ、職員を大幅に増員すること。特に解剖実習指導教員、臨床教員指導教員を大幅増員すること。大学病院の看護婦不足を解消すること。

三、教育の裏付けのない学生定員増を行わないこと。既に定員増した大学ではそれに見合った教育条件を至急整備すること。

四、国の教育責任を転嫁するかたちで関連教育病院構想を導入しないこと。既に関連病院を使用しているところでは、国の責任でこれを整備すること。また、大学を充実すること。

五、解剖体不足の解消のために

1「篤志解剖全国連合会」に対し、助成及び広報活動への援助を行うこと。

2 各大学の「解剖体収集部門」の定員を増やすための財政援助を行うこと。

3 解剖体数の大学間格差をなくすこと。

六、私立医大への大幅国庫補助を実現し、やみ入学金をやめさせる措置をとること。

七、国立新設医大の教育、研究条件を整備すること。医大新設に伴う地元負担を軽減すること。新設医大への「参与会」の一方的導入を行わないこと。

理由

劣悪化する勉学条件の下で、多くの医学生が「果たしてまともな医者になれるのだろうか」という不安をつのらせている。これは実習器具不足で実習時間の半分は待ち時間という基礎実習、患者の診察をオペラグラスで見ざるを得ないマスプロの臨床講義、指導条件もなくほつたらかしの関連教育病院の臨床実習など、貧困な実態は枚挙にいとまがない。この原因が、政府の文教政策のたち遅れにあることは明らかである。

第一一五六号 昭和五十四年三月六日受理
幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願(二通)
請願者 愛知県海部郡蟹江町須成藤丸二〇

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第一一五七号 昭和五十四年三月六日受理
学級編制基準改善等に関する請願
請願者 大分県大分郡湯布院町乙丸三 篠田教子外九百九十四名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第一一五八号 昭和五十四年三月六日受理
大幅私学助成に関する請願(二通)
請願者 熊本市田崎一ノ一〇 松井紀美子外六百二十六名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一五九号 昭和五十四年三月六日受理
障害者・児の教育の保障に関する請願
請願者 大阪市阿部野区阪南町四ノ一ノ二 山本史良外六十名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一一七二号 昭和五十四年三月七日受理
学級編制基準の改善等に関する請願
請願者 佐賀県多久市北多久町多久原 糸山喜朗外千五百名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第九六一号と同じである。

第一一七二号 昭和五十四年三月七日受理
大幅私学助成に関する請願

請願者 横浜市戸塚区上郷町一、一九五 森輝彦外九千九百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一七四号 昭和五十四年三月七日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 千葉県市川市本北方二ノ三ノ九ノ四〇四 前田堅一郎外四万九千名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一七五号 昭和五十四年三月七日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 大阪府東大阪市菱屋東二二七 寺直外五千九百九十九名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一八〇号 昭和五十四年三月七日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 長野県東筑摩郡明科町中川手二、四九九 宮下登外千名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一八二号 昭和五十四年三月七日受理
大幅私学助成に関する請願(二通)
請願者 大分県日田市中央二ノ六ノ二六 桜木桂外三万九百七十三名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一八三号 昭和五十四年三月七日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 大阪府都島区友洲町一ノ三ノ八〇 福井稔外九百九十九名

紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一八四号 昭和五十四年三月七日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 横浜市磯子区岡村一ノ九ノ一三 平野いづみ外五千名

紹介議員 藤原 房雄君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一八五号 昭和五十四年三月七日受理
義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等に関する請願
請願者 大阪府高槻市牧田町一、三一九富田団地五九ノ四〇二 堀重慶外九十八名

紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第三一四号と同じである。

第一一九四号 昭和五十四年三月七日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 岡山市十日市東町五ノ二〇 野坂隆外六十九名

紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一九五号 昭和五十四年三月七日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 京都市左京区下鴨宮崎町一六六ノ五 藤沢勝己外七千九百九十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一九六号 昭和五十四年三月七日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 東京都世田谷区上水二ノ二ノ二 渡辺洋子外九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一九七号 昭和五十四年三月七日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 北海道夕張郡由仁町三川 倉増一

功外一万九千九百九十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一九八号 昭和五十四年三月七日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 岡山県倉敷市藤戸町天城四一八

藤原健二外九十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一二〇四号 昭和五十四年三月七日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 大分県佐伯市野岡 土井正美外千

四百四十八名

紹介議員 衛藤征士郎君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一二〇七号 昭和五十四年三月八日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 神奈川県平塚市豊田小横五二三ノ

三 河野孝一外五千九百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一二〇八号 昭和五十四年三月八日受理

大幅私学助成に関する請願(六通)

請願者 東京都文京区水道二ノ八ノ五 椎

野耕一外五千九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一二〇九号 昭和五十四年三月八日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 大阪府北区天神橋五ノ一ノ五 宮

田芳子外三千九百九十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一二一〇号 昭和五十四年三月八日受理

学級編制及び教職員定数の基準改善に関する請願

(六通)

請願者 福井市文京三ノ二七ノ三 渡辺千

代子外六千六百二十名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇七八号と同じである。

第一二一七号 昭和五十四年三月八日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 横浜市鶴見区東寺尾三ノ二二ノ一

八 阿部進外五百四十九名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一二一八号 昭和五十四年三月八日受理

義務教育諸学校の新增設に対する国庫負担等に関

する請願

請願者 大阪府豊中市熊野町一ノ四ノ二

小原英明外七百三十二名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一二一九号 昭和五十四年三月八日受理

義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等に関す

る請願

請願者 大阪府高槻市牧田町一、三一九ノ

四三ノ二〇五 中本勝則外四百二

十二名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第三一四号と同じである。

第一二二〇号 昭和五十四年三月八日受理

大幅私学助成に関する請願

請願者 福岡県筑後市和泉西一〇一ノ一

竹森弘好外五千九百九十九名

紹介議員 遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は三月十九日)

一、国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設

置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法

の一部を改正する法律案

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置

法の一部を改正する法律

(国立学校設置法の一部改正)

第一条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第百

五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中

茨城大学

茨城県

人文学部
教育学部
理学部
工学部
農学部

を

茨城大学

茨城県

人文学部
教育学部
理学部
工学部
農学部

に改め、同表岡山大学の

図書館情報大学

図書館情報学部

項中「医学部」を「歯学部」に改め、同表広島大学の項中「水産学部」を「生物生産学部」に改め、同表

長崎大学の項中「医学部」を「歯学部」に改め、同表熊本大学の項中「法文学部」を「法学部」に改め、

同表琉球大学の項中「理工学部」を「医学部」に改め、「保健学部」を「農学部」に改め

る。

第三条の二第一項中「帯広畜産大学」を「帯広畜産大学

旭川医科大学」に改める。

第三条の三第一項を削り、同条第二項中「前項に掲げる国立短期大学以外の」を削り、同項の表中

山口大学工業短期大学部

山口県

山口大学

を

山口大学医療技術短期大学部

山口県

山口大学

に改

山口大学工業短期大学部

山口県

山口大学

め、同項を同条とする。

第四条第一項の表東京工業大学の項中

資源化学研究所	神奈川県
精密工学研究所	
工業材料研究所	
原子核工学研究所	東京都

を

資源化学研究所	神奈川県
精密工学研究所	
工業材料研究所	
原子核工学研究所	東京都

に改め、同表九州大学の項中

産業労働研究所

及び

産業労働に関する総合研究

削る。

附則第三項中「九千百七十四人」を「一万千三百三十八人」に、「山形大学医学部」を「山形大学医学部 図書館情報大学」に、「島根医科大学」を「島根医科大学」に、「岡山大学歯学部」に、「佐賀医科大学」を「佐賀医科大学」に改める。

(国立養護教諭養成所設置法の一部改正)

第二条 国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中徳島大学養護教諭養成所の項及び熊本大学養護教諭養成所の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条の規定中国立学校設置法第三条第一項の表茨城大学の項、岡山大学の項及び長崎大学の項の改正規定、同表琉球大学の項の改正規定のうち医学部に係る部分並びに第三条の三第二項の表の改正規定 昭和五十四年十月一日

二 第一条の規定中国立学校設置法第三条第一項の表琉球大学の項の改正規定のうち「保健学部」を削る部分及び第三条の三の改正規定(同条第二項の表の改正規定を除く) 昭和五十六年四月一日

(広島大学の水畜産学部等の存続に関する経過措置)

2 広島大学の水畜産学部、熊本大学の法文学部及び琉球大学の理工学部並びに徳島大学養護教

諭養成所及び熊本大学養護教諭養成所は、この法律による改正後の国立学校設置法第三条第一項及び国立養護教諭養成所設置法第二条第二項の規定にかかわらず、昭和五十四年三月三十一日に当該学部又は養護教諭養成所に在学する者が当該学部又は養護教諭養成所に在学しなくなる日までの間存続するものとし、琉球大学の保健学部及び図書館短期大学は、この法律による改正後の国立学校設置法第三条第一項及び第三条の三の規定にかかわらず、昭和五十六年三月三十一日に当該学部又は短期大学に在学する者が当該学部又は短期大学に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

(昭和四十八年度以後に設置された国立大学等の職員に関する経過措置)

3 昭和五十四年九月三十日までの間は、この法律による改正後の国立学校設置法附則第三項中「山形大学医学部」とあるのは「山形大学医学部 図書館情報大学」とあるのは「山形大学医学部」と、「島根医科大学」とあるのは「島根医科大学」と、「岡山大学歯学部」とあるのは「岡山大学歯学部」と、「佐賀医科大学」とあるのは「佐賀医科大学」と、「長崎大学歯学部」とあるのは「長崎大学歯学部」と、「一万千三百三十八人」とあるのは「一万千百十四人」とする。

(琉球大学の医学部の学生の入学)

4 琉球大学の医学部は、昭和五十六年度から学生を入学させるものとする。

昭和五十四年三月二十八日印刷

昭和五十四年三月二十九日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局